

大程度の御意見でありましたらうか、金のために一度お開かせ願いたいと思ひます。

○入江鐵道局長 その点につきましては、私が話を聞きました印案としては、それほど強いものでなくて、民間情報教育部の立場からの反対意見を述べて、これを委員会において十分考慮の上でいづれとも定めることは、これはやむを得ない。しかし十分自分の意見を考慮してもらいたい。こういうふうに承つて参りました。

○原委員 それではこの程度で暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後五時五分開議
○原委員 休憩前に引続き會議を開きます。

前會におきまして、庄司君より發議されました動議が保留されておりますので、この際庄司君より發言を求められております。これを許します。庄司一郎君。

○庄司委員 昨日日本員が、たゞいま議題に相なつております國立學校設置法第二條第三條中の東北大学に包含するべき原案のうち、三專門學校に關する修正案は、これを自發的に撤回いたしました。右、委員長より委員各位におはかりの上、御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○原委員 たゞいま庄司君より撤回の動議が出ましたが、御異議ありませんか。

○委員 異議なしと呼ぶ者あり。

○原委員 それではさう決しました。

○小林委員 國立學校設置法に關

しまして、私は質疑を保留しておつたのでありますが、この際文部大臣より秋田縣山縣專門學校並びに上田鐵道專門學校がおの／＼單獨大學にしたいという要請もありまして、これに對しまして文部大臣は大學設置委員會にそれぞれ諮問をされたものでございまして、その内容につきましてこの際御報告をお願い申し上げたいと思ひます。

○高瀬鐵道大臣 たゞいまの御質問につきましては、実は手続完了以前に一體經議會において内容を御報告申し上げておりました。しかし手続が完了いたしましたので、今、さういふことについていたしましたが、現在手続が完了しておりますから、今日ははつきり御報告いたします。

○山縣鐵道大臣 朗読いたします。

答申案

諮問第五号 秋田縣及び長野縣に所在する國立學校の件については、本委員會は慎重審議の結果、左の如く答申する。

一、右二件の何れについても、一府縣一大學の一般方針に従ふことが適當である。

秋田縣及び長野縣の學校及び地元の、例外措置を要する理由の中には、教育される点もあるが、それは從來の一般方針の変更を必要とするほど強いものとは考えられない。従つて特殊事情の考慮はあくまで右の一般方針の範囲内で行はるべきものである。

二、秋田縣所在の秋田鐵道專門學校、秋田縣專門學校及び秋田青年師範學校は合併して鐵山學部と、學藝學部を持つ秋田大學とすることが適當である。但し、この場合一般教養課程は

実情に應じて二箇所において行ふことを妨げない。文部省關係學校及び地元は、この趣旨に基いて速かに協議を整えることを要する。但し協議が整わないときは、同時に二學部を持つ大學を出発するための準備が熟していなければならないのである。

本委員會は審議の結果、昭和二十四年度においては、まず鐵山學部のみを持つ秋田大學を設置して、さしつかえないと認める。この場合昭和二十四年度までは、學藝學部を開設して、秋田大學の完成を期すべきである。

右二件の措置をとる場合、昭和二十四年度に設置される鐵山學部においては、一般教養課程の實施については、格別の考慮を拂ふことが必要であり、秋田縣專門學校及び秋田青年師範學校においては、教員の養成に欠陥のないよう考慮されることが必要である。

三、長野縣所在の國立學校については、上田鐵道專門學校を含め、全部を併合して一本の信州大學とするのが適當である。この場合実情に應じて、一般教養課程をも上田に置いて、行ふことを妨げない。

（この場合信州大學の各學部はその全体が一つの大學である事實に立脚して、相互に協力されることが望ましい。）

四、諮問にかかる各場合の審議の結果については、別紙審議報告書の通りあわせて答申する。

○水谷委員 たゞいま諮問第五号、秋田縣及び長野縣に所在する國立學校の件について大學設置委員會の答申を聞いたのでありますが、この際

次のような質問をしたいと思ひます。秋田縣はその所在の秋田鐵道專門學校、秋田縣專門學校及び秋田青年師範學校を合併して鐵山學部と學藝學部を持つ秋田大學とするものであります。次に長野縣所在の國立學校については上田鐵道專門學校を含め、全部を併合して一本の信州大學とする、このように今答申書について聞いたのであります。この場合秋田縣の鐵山學部、學藝學部、長野縣の上田鐵道專門學校、この學部に實情に應じて一般教養課程をも置くことができる、さう言われたのであります。これはぜひとも教養學部を置いてほしいのであります。この点について文部大臣から御答申をお願いしたいと思います。

次に第二の希望をいたしましては、鐵山學部、鐵道學部に、おの／＼より以上の自治性を持つこと、第三に鐵山學部にも、鐵道學部にも一般教養課程を課するということに希望したいのであります。言いかえて見ますと、特に特殊性を認めること、特別の自治性を認めること、第一學年より一般の教養學科とともに専門の學科を課すること、この三點について希望するものであります。文部大臣の御答申をお願いいたします。

なおもう一つ東北大學についてであります。たゞいま庄司委員から御希望の撤回がありました。御承知の通り宮城師範學校は有教の師範學校でありまして、これは万人の認めるところであります。よつて東北大學には教養學部と工學部とできるわけでありすが、この兩學部にはそれ／＼の特徴を發揮せしめるようにしたい、また高

度自治性を認めてもらいたいのであります。この二點についても文部大臣の御意見を伺ひます。

○高瀬鐵道大臣 たゞいまの御質問に對してお答えいたします。長野縣における大學設置問題であります。上田鐵道專門學校を含めて一本の信州大學にするということにつきましては、上田鐵道專門學校は非常に優秀な專門學校であり、また特殊な鐵道生産の地域にある學校であります。今までも專門學校としては非常に優秀でかつ特殊性の多かつた學校であります。このたび信州大學に参加してその鐵道學部になるにつかまして、御希望があつたわけでありまして、つまり信州大學の上田鐵道學部となつた場合においては、まず第一にはその一般教養課程を特に上田に置いてやられるようにして、その特殊性、自主性を十分に尊重してもらいたい、さういふ御希望であつたと存じます。答申の趣旨もその通りであります。答申の趣旨もその通りであります。その線に沿つて十分に努力して御希望に沿うようにいたしたいと思ひます。

次に大學の學科内容の展修の仕方の問題であります。下段から專門學科をも修修できるような組織にした、さういふ御希望であります。これはその學部の運営方針によりましてできることとあります。ですから、さういふ方法も文部省は十分尊重して考慮するようにはいたしたいと思ひます。

秋田縣につきましては、秋田鐵道專門學校と秋田縣專門學校を合併して秋田大學でありまして、秋田鐵道專門學校がなりまして鐵山學部につきま

度自治性を認めてもらいたいのであります。この二點についても文部大臣の御意見を伺ひます。

ついて申したと同じような御希望があら
つたわけでありませう。つまり下級でや
りますと教養学科というものを、山手学部
と同時にできませうと山手学部とわかれて
履修ができるような方法を講じたい。
つまり山手学部、山手学部が教養課程
の教育を自主的に担当の独立性をもつ
てやるようにしたい、こういう御希
望だつたと思ひます。それから下級か
ら専門学科の履修もできるようにした
いという、同じような御希望であつた
と思ひますから、それにつきまして
は、やはり答申案の趣旨に沿ふものと
考えまして、文部省はその御意見を尊
重してその線に沿つてできるだけや
つて行く、こういうことになつたと思
つておられます。

それから次に東北大学の一部になり
ます宮城師範についてのお話がありま
した。宮城師範は日本でも有数の非常
に優秀な師範学校であります。やはり
特殊性を持つておる師範学校と考へて
おります。これが教育学部になるにつ
きましては、やはり今までの優秀性、
特殊性の破壊されないように、その優
秀性、特殊性が今後十分発揮できる
ように、文部省もむろん考へてやつて
行きたいと思ひます。そして教
育工学部が東北大学については、
さういふわけでありませうが、同学部とも
今までは一層その特殊性、優秀性
を發揮できるように、文部省はできる
だけの努力をいたして行きたい、こ
う考へております。

結局要するにこれらの学校につきま
しては、他の一般の場合とはいふ／＼
の点において特殊な点が相当にあると
いうことを認めて、その特殊な点を殺
さないように、生かすように、そして
十分發揮できるように、できるだけの
配慮を文部省でやれ、こういうお考へ
だと思ひます。文部省はその線に沿つ
て十分に努力する考へであります。

○小林(通)委員 たいはい文部大臣と
り、がりに秋田の山手専門学校並びに
上田山手専門学校がおの／＼総合大学
の一環としてその／＼の学部になつた
場合には、おの／＼の特殊性を認め
て教養学科も置き、また専門の教育も
一年の時からやるのが当然だといふや
うなお話がございますが、さらにい
うような点はどんなふうにお考へにな
りますか。たとえば上田の場合をとつ
て見ますと、特殊性を十分に認めた場合、
この学校に対しては特殊の寄附が
あるとかいふような場合に、これらの
問題を総合大学という名において、上
田の山手学部はもう相当の設備がある
のだから、その設備をはかの方の学部
の方にまかせるといふようなことがあ
つては、これはその寄附者に対しては、
寄附の趣旨からいってまづいと思ひ
のであります。これはもちろん指定の
寄附等ではそういうようなことは動か
せないといふことがありまして、当然
のことと思ひますが、私はさらに進ん
で、さういふにいたしまして特殊な寄
附があり、特殊な学校であるがために、
総合大学といつたしまして一般的に校
舎を建築するとか、あるいはその他の一
般的なもの、ほかの学部と比較して
よすぎるというふうなことから、一般
の予算もこの山手学部なら山手学部の
方は削られるという心配も一應起るの
であります。さういふ場合にはどう
なふふうにお考へになりますか。

それからもう一つ山手専門学校のこ
さいですが、上田の山手専門学校にお
きましては、専門の講座を充実して今ま
でも参つておりますが、さらにこれら
の講座をもつと増して行きたいといふ
学校当局の要望もあるのであります。
これらの問題は今後どういふふうにお
考へになりますか。

次に現在の上田の山手専門学校の
は養蚕科、製絲科、繊維化学、紡織科、
繊維農学科等の四つがございまして、
今回の大学になる場合に、学校当局と
いたしましては、文部省との折衝もあ
りまして、一應繊維農学科を廃止する
案をしていられたいとございまして、し
かしこの繊維の生産の上から考へま
して、繊維農学科を将来において復活
してもらへるかどうか。これは学校当
局におきまして非常に熱望しておる
次第であります。今同大学になるとい
うので講座の問題その他予算の關係
上、それを削るといふような要請があ
つたりやうであります。一時的には
そんな線に沿つておるやうであります
が、將來それらのものを復活される川
意がございましてどうか、この点もあ
わせて御質問申し上げる次第でありま
す。

○高瀬(通)大臣 お答えいたします。
第一に寄附の問題であります。特に
上田にありますが山手大学山手学部の研
究あるいは教育を奨励援助するといふ
趣旨でもつて寄附せられた、こういう
場合におきましては、決して他の学部
に流用できないやうな方向で管理がで
きるものでありますから、その御心配は
なからうと思ひます。

それから予算の問題であります。が、
予算につきましては、やはり山手大学
といつたしまして予算はできませうけれ
ども、各学部についてまたそれ／＼の予
算が内部に組まれるわけでありませう。
従つて上田にありますが山手学部が必
要な予算を組んだ場合にそれが勝手に他
にとられるという心配はなからうと思
ひます。ただこれは大学全体の運営と
問題でありませうから、やはり総長と学
部長がしつかりその方針で行かれる必
要はありますけれども、学部になりま
したから、特に上田の山手学部が不利
な立場に立つて他に予算を削られると
いふやうなことはまづ一般的にはな
らうと考へておられます。

それから講座学科の問題であります
が、これはやはり専任教授、研究費等
と關係ある問題でありまして、予算を
作らうわけでありませう。従ひましてこれ
をふやすといふことになりませうと、相
当の予算がふえて行くことになりま
す。現在の予算においては、ある教
学科と講座が予定されておりました。
現在の予算でよくこれをふやすといふ
ことはできないと思ひますが、日本と
いたしましては、繊維産業は非常に重
要な産業でありますから、今後ともそ
の方面の研究教育を縮小しなければなら
ぬといふやうなことはむろんないこ
とでありまして、日本経済の再建と同
時に、まづ／＼充実にして行く傾向にあ
るだらうと思ひます。

○小林(通)委員 もう一点お尋ね申し
上げたいのであります。ただいまの文
部大臣よりこの上田山手専門学校の特
異性にかんがみまして／＼御懇切
な御意見がございましてこれは感謝いた
しますが、特に私はこの問題は非常に
重要な問題ではないかと思ひます。
かような特殊な学校にありましては、
長年この繊維の研究に従事をしていま
して、非常に経験の深い教授がおると
信ずるのであります。かような教授に
対しまして総合大学なるがゆゑにお前
の／＼の学校へ行け、あるいはこ
うなところにおいてはかぬといふや
うなことになりませうと、今文部大臣が
認められまして自主性といふものが、
非常にあつた自主性といふものであり
ます。そのやうな問題につきましては、
こゝろ特殊性にかんがみまして特に
教授の人事権の問題、こゝろやうな
ものをこの上田の山手学部に対して、
自主性といふ見地から十分考慮をしな
ければならぬと考へるのであります。
が、さういふ点につきましてはどんな
ふうにお考へになりますか、特に大臣
の御所見を伺いたしたのであります。

○高瀬(通)大臣 総合大学でありま
しても、それに所屬いたしまして各学部と
いふものは、それ／＼相當の自主性を
持つておるのであります。各学部の教
授、助教授の任用、採用等につきま
しては、各学部の自主的な決定に大体に
おいて大学は今まではまされて来てお
ります。今後においても大学の自主的
運営といふ見地から申しまして、その
やうな運営で行かれるものと考へてお
りますから、さういふ御心配はなから
うと思ひます。

○小林(通)委員 以上私は上田山手專
門学校が山手大学の一学部として、か
りにこの法律案によりまして、さう
に決定されました際に対する私の疑問
の点を伺つたのであります。私は非常
に長い間委員各位にも御迷惑をかけま
して、上田山手専門学校を原料の繊維
大学といつたしまして、どうしてもこれ
を世界に誇る繊維大学にしたいといふ
熱望から／＼質疑を継続して参つ
たのであります。その点につきまし

て、私は先般同僚議員各位の賛成を得まして、上田國雄大學を單科の私立大學として設置すべく関係方面の了解も得たのでありますが、いまだその問題がはつきりいたさないものでありまして、私ははなはだ遺憾に存じておりますが、これ以上私の賛成を継続することは、はなはだ諸君に対して御迷惑と考へまして、一顧私はこれをもつて賛成をせたいと思ひます。

○庄司委員 さいおめて簡単に、ただいま議題と相なつておりまする本法案は

おそれく討論に入ると思ひますが、その前に文部大臣に対して保留しておりました二、三の点について明確な御回答を得ておきたいと存じます。それは本法案に関連をいたしまして、本法案成立といへども、大學の教授、先生方の安住の住宅の解決問題について、実は予審委員会においては、國家公務員のために本年度は十一億円の住宅建設の資金をとつておりますが、文部省関係におかれて、全國各地の大學教授、あるいは職員諸君のためにいかなる住宅対策を立てられておるか、あるいはこの十一億円の住宅費のうち、どの程度をすでに確保されておるか、あるいはこれより確保されんとするものであるか。特に大學の所在地の多くは戰災都市でありますから、十分この大學の諸先生に対し、住宅を興える意味において、文部省は最善の努力を盡していただきた、こゝういふ信念の上からお伺いを申し上げるのであります。

第二は學生を收容する寄宿舎、ただいまは文部大臣は御承知かどうかかわりませんが、學生諸君が四學年の部屋を借りるのに、プレミウム、権利金といふものは一万円、あるいは二万円とられておる。かような場合において、住宅関係の建設関係の制限は建設省にあることは言ひまでもございせんけれども、文部大臣としては、全國何百万の生徒のために、特に住宅の安住を興えるために、何らかの対策が必要であらうと本員は考へておるのではありません。そゝういふ意味において學生住宅対策のためにいかなる具体案を持たれておるか、この際明らかにしていただきた。

最後に育英資金の問題でございす。これは先般の委員諸君がすでに触れられておるかも知れませんが、実は育英資金の制度については不肖私と社會黨の三宅正一君が昭和十四年度より發起人となつて始めました生徒の育英資金の制度でございす。昭和二十四年度におけるこの育英資金の額は、予審委員会によつておつた私にはよくわかりませんが、この活用については遺憾の点がある。どうか遺憾の点がないように万全を期してはしめる場合において、次の臨時國會等において全國幾万のあのノート・ブックを賣つておる、あるいは南京豆を賣つておる學生の涙ぐましい姿を見るときにおいて、私は自分が砲兵工廠の職工で苦學したときのことを思い出して、まことに同情禁じ得ないものがあるのではありません。アルバイトなるものはけつこうなことであるが、願わくは學生をして眞に安心して勉學することができるといふに、國家有爲の人材たらしめることができるように、育英資金の問題は幾重にも文部大臣の働きによつて

たい。それらに対する文部大臣の御信念を承りまして、私の保留質問を終ります。

○高瀬國雄大臣 さす教授の住宅の問題について御質問がございましたが、文部省といひましたも新制大學設置等と関連いたしまして、この問題は非常に悩んでおる問題であります。従ひましてできるだけ教授の住宅につきましても、何とかもう少し供給ができれば、御承知のようない財政状態、なか／＼思うやうに行かないので困つております。しかし今年度の予算におきまして、できるだけこの方面も確保いたしたいと考へて、大蔵省と極力折衝をいたしておる段階でございす。

それから學生の住宅、これもお話の通りでありまして、文部省でも非常に心配をいたしております。本来ならば相當の予算をとりまして、各學校付設寄宿舎等の擴張もぜひしたいのでありますけれども、御承知のようない事情で予算がまだとれません。それでお話のありました承をいたしておりますので、今後できるだけ努力をいたしたいと思ひます。

それから育英資金の問題であります。これは予算の場合に委員の方からしばしば御質問のあつた点であります。今年度は今日の學生の生活の状況にかんがみまして、ぜひとも相當の増額をいたしまして、支給金額の引上げ及び支給人員の増加をはかりたいというところで文部省は努力をいたしたのであります。相當にこれが認められる形勢になつたのでありますけれども、各種の事情によりまして思うやうには、これが行きません。その点ははなはだ遺憾であります。しかし金額におきましては、昨年度に比へましてまず五割程度はふえておりますけれども、これは支給金額がふえましたが、人数をふやすといふところまで参りません。今まで支給いたして来た人が卒業したものと同数だけを新たに支給するといふ程度のことしかできません。人数の上で今日要求されておるやうに十分にふやすことのできないことは、はなはだ遺憾であります。しかし今後ともその必要については御説の通りでありまして、文部省はできるだけ努力をいたす考へてあります。その活用方法につきましては、日本育英会がもつぱらこれに當つておりますけれども、育英会と文部省と始終連絡をとりまして、できるだけ有効に必要な方面に出すという方法で、いろいろの方法を講じておる次第であります。

○國谷委員 育英資金の予算については、文部省のとりはからいで十四億近く、予算を計上されたのを私承知しておるのであります。しかしこれがいかにその事情で削減されたか、それを今度の臨時國會に提案されるという意思があるか、その点だけ承つておきたいと思ひます。

○高瀬國雄大臣 文部省といひましたのは、その必要などは十分に認めておるものでありますからして、できるだけその方針で進んで行くつもりであります。

○國谷委員 できるだけでなく、その予算を御提案になればわれ／＼はそれに賛成して決議するのですが、できるだけではなく、出す意思があるかないかをお聞きいたします。

○高瀬國雄大臣 先ほどのお答えがはつきりいたさなかつたかもしれせんが、予算編成にあたりましては、むろん文部省としては出すという考へであります。

○今野委員 ただいま學生の生活の問題について質問があつたわけでありますが、この學生生活につきまして最近非常に大きな脅威が加つて来ておるやうに見受けられます。それは鐵道總局において、何か學生定期の値上げと同時に、これにはさみを入れる、そしてそれによつて途中下車とかその他のことができないやうにするといふことでございす。これは學生の場合に、すでに値上げによつて負担が大きくなつておるのでありますが、そのほかに特に擔ひおる學生などにとつては、非常に大きな脅威であります。この点について文部省は運輸省と何かお話し合ひをなさいましたかどうか。また結果をお知らせ願ひたいと思ひます。

○相原政府委員 その点につきましては、大分ラジオなんかで放送しまして、問題になつておるのであります。が、文部省として早速運輸省に参りまして交渉いたしました。事の起りは學生諸君が通學だけに使うのはけつこうであります。が、映画に見に行つたり遊んだりすることによつて若年者も若年者ある、こゝういふことは大いに自衛していただきたい。自衛すれば従来通りで行く、こゝういふことであります。また現在のところは従来の通りの方針で行くといふふうに話をつけましたが、しかし將來は、自衛しなければならぬからかわからないといふことでございす。文部省としては學生の自衛を奨励して従

来通りやつてくれるようにという結論に到達いたしました。
○今野委員 その期限などについて、別に何もないわけでありましては、別に何もありません。期限につきましては、ごさいせん。当分その氣づかいはなからうと思ひます。
○原委員 国立学校設置法案に對する質疑はこれにて終了いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○原委員 御異議なしと認めます。よつて質疑はこれにて終了いたしました。

討論に先だつて委員長より申し上げておきます。国立学校設置法案に對する修正案が水谷君より提出されております。提出者の趣旨を求めます。水谷君。
○水谷(議員) 先刻私より文部大臣に秋田大学並びに信州大学について御

秋田大学	秋田縣	學務學部
		秋田師範學校
		秋田青年師範學校

第四條及び第五條の表に「大学の名稱」欄において「東京文科大学」を「東京教育大学」に改める。
附則第五項中「秋田山形專門學校」「秋田師範學校」「秋田青年師範學校」及び「上田織維專門學校」を「別表第一」中「信州大学」の下欄の「一、〇七二」を、「一、〇七三」に改め、「国立大学の名稱」欄の「東京文科大学」を「東京教育大学」に、「愛知工業大学」を「名古屋工業大学」に改め、「東北大学の項

質問したのでありますが、その質問に對する三つの御答弁を了承いたしました。ここに国立学校設置法案に對する修正案を民主自由黨を代表いたしますとして提出いたしと存じます。まずその修正案を朗読いたします。
国立学校設置法案に對する修正案
国立学校設置法案の一部を次のように修正する。
第三條の表に「国立大学の名稱」欄において「東京文科大学」を「東京教育大学」に、「愛知工業大学」を「名古屋工業大学」に改め、「信州大学」の項の「學部」欄の「農學部」の次に「織維學部」を、同項下欄の「松本高等學校」の次に「上田織維專門學校」を加える。
同條の表に「東北大学」の項の次に次の一項を加える。

秋田大學	四九六八
〔別表第四〕中「秋田山形專門學校」「秋田師範學校」「秋田青年師範學校」及び「上田織維專門學校」の各項を削る。	
以上であります。このいずれもの問題についてわが党としては修正したいと存じます。理由並びに説明はすでに皆さん御承知の通りでありますから省略いたします。ここに提案する次第でありますから、何とぞ各位の御賛成	

を切望してやまないものであります。
○原委員 これより水谷君提出の国立学校設置法案に對する修正案を議題とし、採決したいと存じます。
○原委員 私はこの前に申し上げた理由によりこの一部修正案について、反対ではございませんけれども、わが党の立場もありませんので採決に加わることがお断りしたいと思ひます。ことに東京文科大学を東京教育大学に変更する点については、反対ではございませんが、そういう修正の採決に加わることは、その自身が、大学の自治に干渉するようなきらいがあるもので、採決に加わらないということでの間退席したと同じ理由で退席したいと思ひます。
○原委員 水谷君提出のただいまの修正案に賛成の方の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○原委員 起立多数。よつて水谷君提出の修正案は可決いたしました。国立学校設置法案中修正案を小林運英君より提出され、発言を求められております。これを許します。
○小林(議員) われ／＼は国会におきましても通日各委員会において、また本会議において、現在の経済復興を主眼として聞ておるものであります。ことに日本の経済復興に一番重要であります輸出産業、特に織維産業がこの輸出に重大なる使命を持つておることは、各位ともに御認識のことと私は信じます。特に織維類中蚕糸の輸出につきましても年額相当の外貨を獲得しております。また蚕糸が輸出産業中において、実に重要な地位を占めておることも、各位ともに御存じのことと思

います。終戦以來わが國民経済は一変いたしました。依然として輸出産業の大宗であります蚕糸は國民経済の最も重要なものとして、自他ともに許しておるものであります。この際にあたりまして、今同政府は国立学校を設置するにあたり、織維産業の重要性をいかに認識されたかしりませんが、織維教育の殿堂である上田織維專門學校を、われ／＼は織維の單科大学、時に世界に誇る單科大学として発足したしからに文部當局におきましてはこの大学設置にあたりまして、どこからつくりましたかしりませんが、十一原則とか何とかいひまして、突に自由かつてな規則をきめて、しかもこの十一原則をほんとうに堅持するならば、まだこ

信州大学	長野縣	文理學部	松本医科大学
		教育學部	松本医学專門學校
		工學部	松本高等學校
		農學部	長野工業專門學校
		織維學部	長野師範學校
		織維學部	長野青年師範學校
上田織維大学		織維學部	上田織維專門學校

附則第五中「上田織維專門學校」を削る。
〔別表第一〕中「信州大学」の項の次に次の一項を加える。
上田織維大学 一八八八
〔別表第四〕中「上田織維專門學校」の項を削る。
以上でございます。
私はこの件に關しましてはしげ／＼発言をいたしましたので、以上の理由

れでわれ／＼も納得するのであります。御都合主義によりまして文部當局、文部官の持つてな意見によりまして、これを相当左右しておつた事実、各位もこの委員会において認められたことと私は考へるのであります。私は國會の權威の上から考へまして、文部當局の一方的な考へによつて、かような結果になつたことを、実に惜しむものでございます。特にこの法案中に各種の文部省の意見がございまして、これは討論の際に議るといたしまして、私はこの上田織維大学をここに提案をいたしまして、この法案を修正したいと思ひのであります。すなわち修正案を申し上げますと、第三條の表に「信州大学」の項を次のように改める。

をもちましてこの修正案を御審議願いたいと思ひのであります。以上御説明申し上げます。以上御説明
○原委員 小林君提出、国立学校設置法案の修正案を採決いたします。賛成の方の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○原委員 起立多数。よつて小林君提出の修正案は可決されました。これより国立学校設置法案を議題とし討論に入ります。千葉廣治君。

○千賀委員 たいだい、議題になりました。国立学校設置法案並びに水谷君の御提出になりました修正案に賛成をいたします。

本法案は第一章から第六章までありまして、わが学校教育に実に関与する有の大改革を企図した法案でございます。全国數十の国立学校をこれだけの数にするのでありますから、地方ごとにこれを調査あるいは批判して参りますれば、相当に文句もあるはずでございますけれども、すべて物事が大きく変革されます場合には、どこかに煙の立つことは避けることはできません。この混亂による損害を申しまして、この混亂を調整して参りますために、使つてエネルギーの損失と、この法案を断行し、学制を改革することに上つて、わが民族が手にすることのできる利益とを相殺をいたして、利益の方が大であるならば、断固として新しきにつくべきでございます。われ／＼民主自由党は、この法案はわが民族の將來の大発展を期する源泉であると信じて、断固として賛成をする次第でございます。

次に修正案でございますが……

○原委員 千賀君、討論中まことに遺憾でございますが、平澤君より動議が提出されております。

○平澤委員 慣例もございまして、この際中々のお許しを得まして国立学校設置法案に対する水谷君の修正案を再議に付せられんことを望みます。

ただいま千賀君が修正案に対する討論をやつておりますが、修正案を再議に付するようにはからいしななければ有効でないと思ひますので、その意

告を委員長よりせられんことを望みます。

○原委員 平澤君の、水谷君提出の修正案を再議に付すべしという動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員 御異議なしと認めます。よつて水谷君提出の修正案は再議に付せられました。よつて、水谷君提出の修正案も合せて討論に付します。千賀君、繼續していただきます。

○千賀委員 次に修正案でございますが、この修正案のうち、国立大学の名称につきまして、東京高等師範学校と文理大を合併しての案である東京文教大学の名称を、東京教育大学に変更いたしました点は、われ／＼賛成いたすのであります。その理由につきましては、すでに開君が本委員会において数回言を費してその趣意を披瀝しておられますので、私はあらためてここで言葉を重ねる煩を避けて、ただ賛成の意を表する次第であります。

また愛知工業大学を名古屋工業大学に変更する件、これも私もはすでに討論をいたして賛成しておるのでありますから、省略いたします。

次に、あらためて今日水谷委員から動議の出した修正案、長野県所在の上田織維専門学校を信州大学の織維部といたしました、これに併合する件でございますが、この上田織維専門学校は、わが蚕糸界に最も權威あり天下に名をなしたる指導機関でございますから、この学校が今同新制大学に併合せられまして以上は、長野県民並びにこれに關係しておられます多数の後援者の熱烈な希望をせむとも生かしたいたすべき、同校に在学しておる生徒たちに

強い希望を持たせ得るように、同校の特徴はあくまで成長させていたがたいのであります。しかも最も留意されたいことは、この学校は一年から専門教育の中に入れるということでございます。かような点は、一般の大学のいわゆる前期の中には余てないところでございますが、ぜひとも御採用ありたいのであります。また先ほど敗れた小林君の修正案の中にも、同校の特徴はる述べられており、小林君の意見は相当傾倒に値すべきものもあると思うので、單に敗れた案として見捨てることなく、その中であるべきものはとつていただきたいと思つてでございます。

次は秋田縣所在の国立学校の場合でございます。秋田山形専門学校は、実にわが國における優秀なる山形専門学校であることは、すでに定評があつたのみならず、過去におきましては、この学校の校風を慕ひ、東洋各地から求めて学ぶ者が断たなかつたという実例さえあるのでございます。この秋田山形専門学校と新制の師範学校、青年師範学校とを合併して一新制大学にしたいのでございますが、この専門学校の特徴は、上田織維専門学校におけるごとく、これを十分に生かすようにしていただきたいのであります。そうしてこの学校が、東洋各地に輝くとして光つておつた特徴をいかに上にも成長せしめられたのであります。

次は宮城大学の件でございます。宮城縣に所在をいたします仙台南高等工業学校並びに仙台南師範学校等も東北大学とともにこの特色を持つておる学校でございます。しかもその校風は東北におきましていづれも否定する者のないほど確として確立したつておつたのでございます。あまりにもこれらの学校が優秀であつたために、ときに宮城大学に併合されることは適當でない、むしろ一大学として存立したいという希望も熱烈であつたのであります。が、この学校も文部省の方針その他によりまして、まけて東北総合大学の中に入つていただくことになつたのでございます。それから、ぜひともこの特徴は高度に認めていただきまして、あたかも一大学が別に存立しておるのと距たることの少いように御措置をお願いするのであります。

かような点を私は希望いたしました。御提案の国立大学設置法案並びに修正案に賛成をするものであります。民主自由党を代表して右討論を行います。

○原委員 受田新吉君。

○受田委員 日本社会党を代表して、国立学校設置法案の修正案に対して反対、また水谷委員提出の修正案に対して、反対の討論をいたします。大休国立学校の設置についてのこの法案の提出は、われ／＼としては新制大学が新しく勢力に充ちようというこの門出にあつて、大いに賛意を表するものであります。特に新学制完全実施の最終段階におけるこの輝かしき新制大学の完成という点についてはわれ／＼は心から期待していただこうであります。ところがこの期待された国立大学の大部分を規定した設置法案の中身を詳細に見ると、政府がこの点において非常に不用意な規定を設けて来たこととあります。これは第一にこの法案の相当廣い面にわたつて、非常に命令とか省令とか命令への委任事項が多過ぎることとあります。これは要するに官僚の統制を強化して、大学の自治をばげん、そして國會の権能を無視するといふ欠陥を持つものであります。たとへば第七條には「国立大学に附屬の学校を置く場合には、法律又は政令で定める」とされておりますが、少くとも国立大学に附屬の学校については、その組織その他必要な事項は當然法律で規定されなければならぬのであります。また第八條には国立大学の講座並びにこれにかわるべきものの種類等に関する同様な事項が省令で定められるようになっておりますが、このような事項も當然これは大学の自治及び國會の権能において運営すべきものであると思つております。また第十三條の職の種類及び定員の問題であります。この問題はたゞえは大学の教授、助教授、事務職員、教務職員、こゝろよりいふなら、たゞの文部省が單獨に決定するとか、もしくは定員についても断断できめるといふことになる、これは定員であるならば國會の予算にも關係することでありまして、各大学、国立学校別の定員について、その学校の独自のあり方も十分考慮して、そしてその意見を尊重した立場で國會にはかるのが私は當然であると考えます。

さらに願はくはこの定員については、少くとも国立学校職員定員法のごときものをつくつて、それによつて法律に規定された立場から、国立学校の職員定数を決定すべきである。この付表第一にあるようなかつて定員をきめておる。——かつてといふことは言ひ過ぎかもしれませんが、非常にずさ

んな立場でこれはできていると私は思
います。なぜならば、実際に各学校の
調査がまだ十分にできていない箇所が
ある。たとえば教員が合併して総合大学
になったようなところは、これは相當
に研究の余地があると思つて、こ
ういふ点において今ここに数字をはつ
き出したことについて私は非常に危
險を感じるのです。少くともいま一歩
突進んだ、突進調査をやつた後、定員
法を別個に取上げてききであつて、こ
にそのまゝ数字をきき、またそれを將來
省令で定めようといふことについては
非常に危懼を抱くものであります。

なお第十五條に命令の委任事項とし
て國立学校の組織及び運営の細目につ
いて文部省令で決定されるやうになつ
ておりますが、これなども大学の自治
をはばむ一番大きな規定であると思
います。少くとも國立学校の運営の細
目のごときにおいては、當然大学の特
殊の立場を尊重する行き方をとらねば
ならぬ。先般大臣の御説明の中に、大
學法が規定されるまでは、いろいろ
な支障も起るもので、こゝう規定を設
けておくと、こゝう意味のお話があつた
と思つて、われ／＼はこゝの重大な組
織運営の細目は、できればこの際これ
を削除しておく必要がある。そして
大学の自治を尊重するやうな立場に持
つて行く必要があると思つております。

おいて政府が非常に長きにわたつて設
置委員会その他の答申なりに基づいて立
案されたものではあるけれども、結果
において非常に早急の間に國會でこれ
を通過せしめようとしてむりをしてお
られる。この点において私は社會黨を
代表してこの大學設置——國立学校の
うち大部分が大学であります、こ
の大學設置を中心とする法律が、な
ぜもつとわれ／＼に研究の余裕を與へ、
そして政府もつと用意して、たと
えば大学院の規定のごときも、夜間の
學部を置く規定のごときも、これに據つ
て、もつと細かいスタートをなさな
かつたか、この点を只に遺憾に思つて
第であります。

六、三制の完全実施を叫びつづつ一昨
年出された小学校、中学校のこの學制
が、今や六、三制予算の逼迫とともに
重大な危機に瀕しております。われ
れはこの前みづばなしにされた新學制
の最後の段階で、大学がまたここで
みづばなしにされる危険を感じるの
であります。特に予算の措置において
非常にきつゆくたな立場になつてお
つて、これに対して文部省設置法の中
にも、はつきりと大學學制の規定の中
に國庫補助という規定を設けておりま
するが、これなども該費を國庫が全額
負担すべき性格のものであるにもか
わらず、一部を補助するといふあいまい
な言葉が入れてあるほど、この新制大
學の將來については不安があるの
であります。この点において六、三制が今や
非常に危機に瀕してあるごとく、この
大學を危機に瀕せしめないやうな措置
が、この法案になぜもつと盛られたな
かつたか、これが私の非常に遺憾とする
ところでありま。この点において解

かしい大學設置のスタートにあつた
て、政府がいま一歩用意周到にこの法
案に綿密な規定を設けて、しかも國會
の権威を十分尊重し、官僚統制の弊を
省き、大學の自治を尊重するごとき規
定に盛り得なかつたか、この点を心か
ら遺憾に思ひまして、ここにわが党を
代表してこの法案に対する反対を表明
する次第であります。

○原委員 小林君。

○小林委員 私はただいま提案に
なつております國立學校設置法並びに
水谷君提出の同法の修正案につきま
して、民主黨を代表いたしまして反対の
意思を表明するものであります。但し
水谷君提出の修正案中、東京文教大學
の問題につきましては、先ほどわが党
の同僚議員により、この件に關し
て、この問題は、われ／＼國會にお
いてこれを取上げてききでないといふ意見
もありますので、この点につきまして
は、稲葉君と同様の立場において、私
はこれは触れないことにいたしたいと
思つてあります。

以下二、三この法案並びに修正案に
つきまして私の意見を申し上げます。
先ほども私が強調いたしましたやう
に、この國立學校設置法に關するにあたり
まして、今回文部省のとりました各種
の行動に關しては、実に遺憾の点が多
いといふことを、ここにあらためて申
し上げたいと思つてあります。特に
先ほども触れましたが、十一原則なる
いい加減な原則を立てまして、これを
曲つた物指で、あつちにあてはめ、こ
つちに当てはめて、こゝういふ結果に至
つたことは、はなはだ遺憾と存するの
であります。

さらに、特に私が遺憾に存しまする
点は、この法律案の審議にあたりまし
て、私は成規の手續を経まして、修正
の了解をその筋に求めたのであります
が、

一次に各條項につきまして、ただいま
社會黨の受田君が申しました通り
、第七條、第八條、第十三條、第十
四條、第十五條、これらにつきまして
は、先ほど文部大臣は、これらの件に
關しまして、大學の自治を認めて、大
學の自治的方向に持つて行つてもい
いといふやうな御答弁があつた。そこ
ろがこの法律では、こゝういふやうな
のは何でも政令で定める、文部省の命
令でやるのだといふことが、ここにた
くさん書いてある。文部大臣の御言
ひと、この法律の内容がちつとも一致
していない。これははなはだ遺憾な点
である。これはただいま社會黨の受田
君からも、各條項にわたつて、大學の
自治を尊重せよといふことを言つてお
る。學問の自由をわれ／＼は叫んでお
る。これを文部當局が独断で、かつて
に政令や命令でもつて定めてしまふ。
この新しい憲法下にあつて、かやうな
法律をつくるというのは、実に私は遺
憾である。さやうな観点に立つて考
えれば、私は先ほど修正意見を提出し
ましたけれども、少数をもつて懸し
いながら悔敗いたしました。しかしこ
れは来るべきいつかの機会に、皆様と
ともに明朗闊達なる自由の意思によつ
て、かやうなことを解決したいと私は
念願いたしております。

かやうな見解をもちまして、私はこ
の國立學校設置法に對しましては、全
面的に不賛成の意を表明したいと思
つてあります。以上をもつて私の討論
を終ります。

○岡（延）委員 小林君の発言に對して
私たちが言ひべきことがあります。これ
はあとで発言を許していただきます。
○原委員 それではあとで許しま
す。今野武雄君。

○今野委員 私の言ひと思ふことの
うち、こまかい点につきましては、す
でに社會黨並びに民主黨から出ました
ので、私は重複しない部分について申
し上げたいと存じます。

昨年から大學法案について大分世論
が沸騰しており、特に最近に至りまし
ては、いわゆる大學行政法のみなら
ず、この國立學校設置法に對しても、
大學の學生並びに教授諸君の非常に大
きな反対運動があり、関西だけでも四
十万人からの署名をとつてこの國會に持
つて來られたといふ点については、皆
さんもおそらく御承知のことだらうと
思ひます。こゝういふやうな反対が、一
休何ゆゑに起るであらうか。こゝうい
ふことを考えてみますと、これは單に
この法案の各條項というもののだけでな
くして、現在考へられてゐる大學の設
置の本質そのものに對して大きな疑惑
があり、大きな反対があるのであると
私考するものであります。これは單に教
育問題としてばかり考へられない筋が
あるものであります。それは、終戦以來
日本人の生活が災にみじめになつた
し、殖業もまたにつちもさつちも行か
ないやうな状態になつて來ておるとい
ふこと、こゝういふことについては、こ
こで申すまでもありませんが、特に日
本の學術は一体どうなつておるか、こ
れは東北大學でも、金屬材料研究所
が、予算をもらえないで、どうにもな

ついで採決いたしました。賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて原案は修正議決されました。(拍手)

本会議における委員長の報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めます。

○若林委員 私は先ほど討論の際における小林委員の発言に關して申し上げたいと思つたのであります。國立学校設置法に關しましては、われ／＼本委員会は、その性質のきわめて重大なるにかんがみ、慎重審議をいたしました。

思ふのでありまして、他の法案に比べて、この審議よりは、私は神聖なるこの教育新字制の鑒定に対する最大の敬意を拂いつつ、われ／＼はいたして來たのであります。しかも文部當局といはしまして、この点に關しましては、いゝわゆる一挙手、一投足と申しますが、一言半句といへども慎重を欠いた言動をなされず、やられて來たと私に思ふのであります。ともすれば、政治家として、おのれの價值を高めるように思ふ懸念があると思うのであります。お互ひに慎むべきだと思ふのであります。なおその短はお互ひに補うべく、言葉は悪いが、いゝわゆる國會の出入機關であるのが政府であります。もし政府が悪ければ、國會自身の罪であるといふ、この心算で行かなければならないと思ふのであります。小松委員にいたしまして、どこへ行つても發言する。國會のみでない、どこへ行つても注意を與えられるだけ

の、いわゆる最高機関の権限を與へられておるのであります。事このまじに、先ほど來のこととて、先ほど、さきく議院自身を冒瀆せられたところのものと考えるのであります。われ／＼といひましては、常に見守りつつ、監督しつつある文部省が、この重大なることに關して、いたゞらざる、聞き捨てならぬデマを放つたといふようなことを発言せられたのであります。私たちが、それに關連する事柄のあることは存じております。しかしながらデマという言葉をもちて言ひには、まことに政府自身を冒瀆するものであり、國會自身を冒瀆するものといふ氣がしてならぬのであります。あの様子を知つてこそ、あのままだではないが、それに關連する事柄を知つて初めて、慎重なる審議ができるわけでありまして、そういう意味において、文部省は交際の経過並びにその事情をわれわれにあからさまに発表せられた。その事柄を、デマなりとしてこれを片づけ、しかも神聖なところのこの委員會に何か暗いものがあるがごとき感を、連記録を就む者に與えるやに私は憂うるのであります。まずここに、それがデマであるかないかを文部當局にたゞしたい。そのたゞした結果でもつて、もしデマでないということになるならば、今の小林君の御發言は、議員の体面を冒瀆し、國會を汚辱するところのものであるという氣持で、私目撃の氣持から言ふならば、むろん人を罵める氣持にはなれないのであります。が、國會法の示すところをこれをはかりますならば、まさしく懲戒処分に出すべき重大なる言動であることを申し上げておきたいと思ふのであります。

たお先ほど來今野委員の發言中に、私不審に思ふところがあるものであります。少くともこの委員會におきましての發言は、慎重を要する御訓示の結果、その資料に基いての御發言でなければならぬと思ふのであります。しかし共產黨の方たちは、すべて理論的にものをお運びになることに対しては敬意を表するものであります。その理論的といふ基礎になること、その事柄の裏に、われ／＼の首肯できないところの事柄がある。その一端が先ほどの御發言の中に現れておるようには思ふのであります。大學、高等の學生は、總數十六万とわれ／＼は承つておるものであります。今野君の先ほどの發言は、大學、高等の學生四十万の署名は反對である。こういう數字はどこから出て來るか。もしこれを反對の有力なる根據となされるならば、八千万國民中わずかに四十万の署名であるといふ解釈にとつていいのかわかりません。であります。この點もひとつお伺ひをいたしたい。だから、ものの言ひ方に上れば、十六万の學生諸君全部の反對のごとく、四十万という數字をあげられた。ところがこれは、四十万ないとするならば、八千万中の四十万という意味であるか。そうするならば、そう大して反對の理由にはならぬと私たちは考へておるのであります。

文部省當局の御答弁を伺ひ、もしこれがほんとうのデマであるならば、私の發言は誤りであることを憤んでおわびをするのであります。もしそうでないとするならば、相當の委員會として御考慮を願う動議を提出したことになるのであります。今野君の件に關しましては、どちらを意味せられたか、あるいは私の聞き違ひであつたかをたゞしたいのであります。

○高橋國樞大臣 たゞいし御要求がありましたから、お答えを申し上げます。文部省といひましては、國會の權威はあくまで尊重すべきであるといふ心持をもちまして、きつめて慎重な態度をもちつて臨んだつもりであります。從ひまして、先ほど小林委員からお話がありまして、その事實は、決してないといひ確信しております。

○小林(通譯)委員 たゞいし文部大臣のお話がありまして、私はその問題に關しては、さういふ問題はないと思ひます。

○今野委員 私の申ししたことについては、連記録をよく調べてみたいと思ひますが、私の申しした意味は、関西だけでも四十万の署名を集めて持つて來た、こういうことを申ししたつもりであります。だから學生の署名といふことを申ししておらない。學生、教授諸君が署名を集めて持つて來た、こういう意味であります。ですから、関西だけで、それだけ集めて來た、こういう意味に申したのでありますから、誤解ですから……

〔了承と呼ぶ者あり〕

○若林委員 私といひましては、小林君がつつしんでお取消しになるのなら、けつこうだと思ふのであります。が、連記録その他をお調べくださいまして、政府の威信に關するやうな言動の小林君に關する箇所だけは、ひとや削除せられたらと思ふのであります。

○鈴木(七)委員 私は、たゞいしの若林君の發言に關連して、重要な點で意見を申し上げたいと思ひます。それは、はつきりそのまゝ覚えております。

んが、あたかも政府のあやまちが、そのまゝ國會と密接に關係があり、國會にもそれが責任があるがごとき、何かお言葉がありました。が、私どもは、やはり國會は立法府であり、政府は行政府であり、國會はこの行政府を嚴重に監督する義務を負つておるので、これに対する批判はどこまでも嚴正にやるべきである、こういうふうに考へておりますから、その點御了承願ひたいと思ひます。

○原委員 大体この程度で散會したいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員 それでは散會いたします。明日は午後一時より開會いたします。

午後六時五十分散會

(參照)

國立學校設置法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月十八日印刷

昭和二十四年七月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局